

令和元年度マンション管理基礎セミナー

(令和2年2月9日 川崎市)

「管理会社との上手な付き合い方」

(～標準管理委託契約と最近の相談事例～)

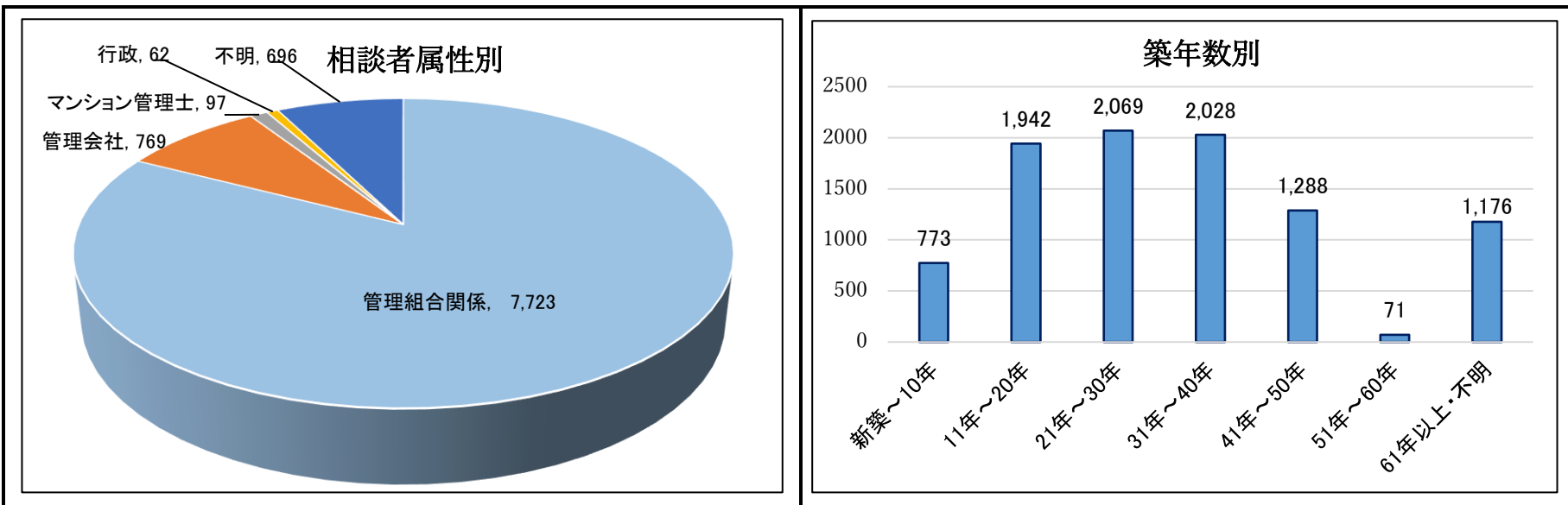
公益財団法人マンション管理センター

I.平成 30 年度（公財）マンション管理センターの相談業務

1、年度別相談件数の推移

平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
7,851 件	8,361 件	8,222 件	8,158 件	8,434 件	9,347 件

2、相談者属性、築年数別相談件数



3、相談内容(上位 6 位)

	相 談 内 容	件 数(前年度比)	前年度件数(順位)
1	区分所有法・(標準)管理規約の解釈	1,217(109.6%)	1,110 (1)
2	役員の資格、選任・解任、任期	445(123.6%)	360 (3)
3	管理規約の作成・改正	396(67.7%)	585 (2)
4	総会の決議事項	339(139.5%)	243 (6)
5	管理会社の選定・変更(管理会社の紹介依頼等)	306(113.8%)	269 (5)
6	管理委託契約書の内容(標準管理委託契約書)	276(175.8%)	157(11)

- (1) その他相談内容は「管理員・フロントマンへの苦情・交代要求」、「理事長・理事会への不満」、「理事会運営」、「管理組合の役割・業務」等

(2) 「5 管理会社の選定・変更」及び「6 管理委託契約書の内容」に関する相談事例

①「5 管理会社の選定・変更」に関する事例(順不同)

ア、管理会社の評価はどのような基準で行うのか、良い管理会社はどのような方法で探せばよいか

イ、管理会社に管理業務を委託する場合の費用はどの程度か

ウ、管理業務仕様書のサンプルはあるか

エ、管理会社を変更する場合は総会承認が必要か

オ、新管理会社との引継ぎ期間をどの程度見込めばよいか、新旧管理会社の引継ぎには理事長が立ち会うのか、旧管理会社からはどのような書類を返却してもらうのか

カ、管理会社変更の手順を知りたい、管理会社変更を検討しようとする場合は事前に総会決議を経るのか

キ、管理会社変更に賛成する組合員と反対する組合員が対立している

ク、管理委託契約解約の申し入れを受けたが管理会社に暫定契約を申し込むことは可能か等

②「6 管理委託契約書の内容」に関する事例(順不同)

ア、標準管理委託契約書とは何か、標準管理委託契約書と異なる規定を設けることは可能か

イ、契約期間を 2 年とすることはできるか、契約期間を変更することはできるか、管理委託契約書に自動更新の規定を設けているが問題ないか

ウ、理事会で契約内容の変更を決定してもよいか、契約期間中に契約内容の変更を行う場合は覚書を締結すればよいか

エ、マンション管理適正化法第 72 条の「従前の管理受託契約と同一の条件」とはどのようなことか

オ、管理会社が再委託している業者を変更するよう管理会社に要求してよいか

カ、管理会社に委託している管理業務の一部を管理組合と業者の直接契約に変更することは可能か

キ、管理会社との間でどのような内容で契約しているか分からない、管理会社が契約どおり管理業務を実施しているか分からない

ク、重要事項説明書と管理委託契約書の内容が相違する等

Ⅱ. マンション管理業者との管理委託契約に係る基本的な事項

1、建物の区分所有等に関する法律(区分所有法)

(区分所有者の団体) (抄)

第3条 区分所有者は、全員で、建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うための団体を構成し、この法律の定めるところにより、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができる。～

(規約事項) (抄)

第30条 建物又はその敷地若しくは附属施設の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項は、この法律に定めるもののほか、規約で定めることができる。

2、マンション標準管理規約(標準管理規約)

(業務の委託等)

第33条 管理組合は、前条に定める業務の全部又は一部を、マンション管理業者(適正化法第2条第八号の「マンション管理業者」をいう。)等第三者に委託し、又は請け負わせて執行することができる。

3、マンション管理標準指針(平成 17 年 12 月国土交通省公表) (抄)

五 管理業務の委託 (一) 委託契約の締結		
項 目	標準的な対応	望ましい対応
3. 契約の内容	①～③の全ての項目について、標準管理委託契約書と同趣旨の規定が置かれている。	—
※①委託業務費の明細、②管理会社及びその従業員の管理事務の守秘義務、③契約の解除、解約の申入れ、契約の有効期間及び契約の更新		
4. 契約の締結	書面で契約を締結している。	—
※標準的な対応…マンションを適切に維持・管理していくために留意すべき原則的な水準 ※望ましい対応…これを満たすことによりマンション管理の一層の適正化や向上が期待できるもの		

4、マンションの管理の適正化に関する指針(マンション管理適正化指針)

◆マンション管理適正化指針とは？

マンション管理適正化法第3条(マンション管理適正化指針)

「国土交通大臣は、マンションの管理の適正化の推進を図るため、管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針(以下「マンション管理適正化指針」という。)を定め、これを公表するものとする。」

◆マンション管理適正化指針 (抄)

・「四 マンションの管理の適正化の推進のための管理委託に関する基本的事項」(要点)

- (1) 管理組合は、管理事務の全部又は一部を第三者に委託しようとする場合は、その委託内容を十分に検討し、書面をもって管理委託契約を締結することが重要
- (2) 管理委託契約先を選定する場合には、事前に必要な資料を収集し、マンションの区分所有者等にその情報を公開するとともに、管理業者の行う説明会を活用し、適正な選定がなされるように努める必要がある

(3) 管理委託契約先が選定されたときは、契約内容を周知するとともに、管理業者の行う管理事務の報告等を活用し、管理事務の適正化が図られるよう努める必要がある

(4) 管理業者の業務に関して問題が生じた場合には、当該管理業者にその解決を求めるとともに、必要に応じ、管理業者の所属する団体にその解決を求める等の措置を講じる

5、管理事務の委託状況

◆「管理事務の実施状況」(「平成 30 年度マンション総合調査結果」から)

ア、「基幹事務を含め管理事務の全てをマンション管理業者に委託」

☞ 1,251 管理組合/1,688 管理組合 … 74.1%

イ、「管理組合が全ての管理事務を行っている」

☞ 114 管理組合/1,688 管理組合 … 6.8%

6、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(マンション管理適正化法)

(1) マンション管理適正化法の概要 (国土交通省ホームページより (抄))

4. マンション管理業の適正化のための措置

(1) マンション管理業登録制度の創設

- ・登録の義務付け
- ・管理業務主任者の設置
- ・業務規制(重要事項説明、契約書面の交付義務、修繕積立金等の分別管理)
- ・情報開示(管理実績、財務諸表等)

(2) マンション管理業の健全な発展を図るための組織の指定

- ・管理業に関する苦情処理
- ・管理業に従事する者に対する講習
- ・管理費等についての保証

(2) マンション管理適正化法における管理業者の業務に係る規定

- ① 標識の掲示(第71条)
- ② 重要事項の説明等(第72条)
- ③ 契約の成立時の書面の交付(第73条)
- ④ 再委託の制限(74条)
- ⑤ 帳簿の作成等(第75条)
- ⑥ 財産の分別管理(第76条)
- ⑦ 会計の収入及び支出の状況に関する書面の交付(同法施行規則87条第5項)
- ⑧ 管理事務の報告(第77条)
- ⑨ 書類の閲覧(第79条)
- ⑩ 秘密保守義務(第80条)

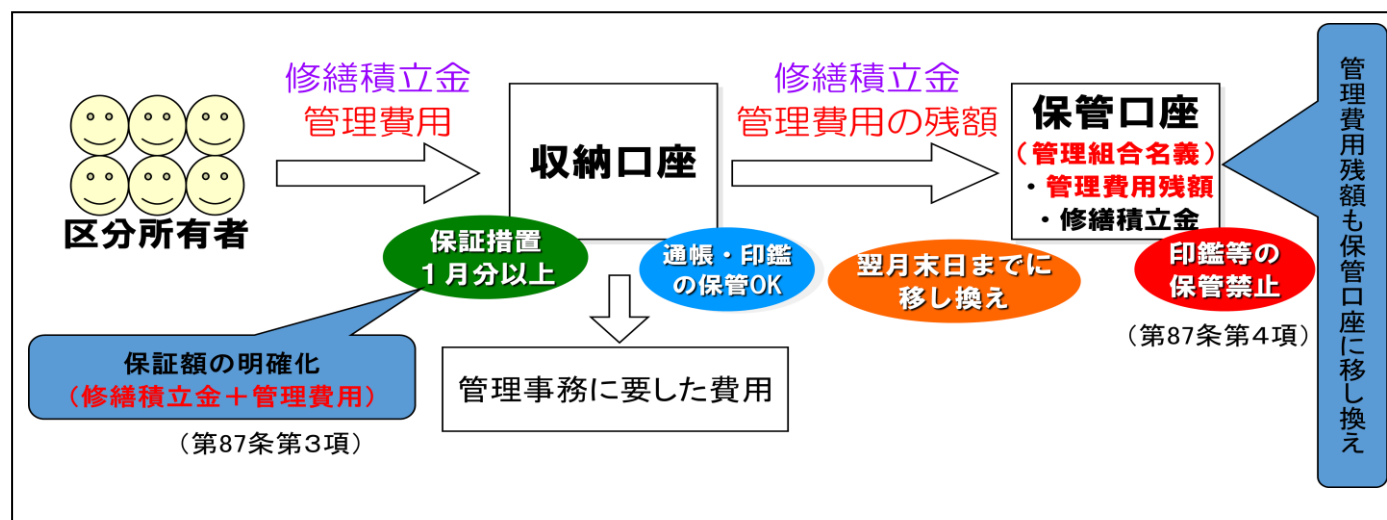
※ マンション管理適正化法施行規則第 87 条(財産の分別管理)第 2 項第一号関連

(国土交通省ホームページ参照)

第87条第2項第1号 イ の方法

ー 修繕積立金等が金銭である場合 次のいずれかの方法

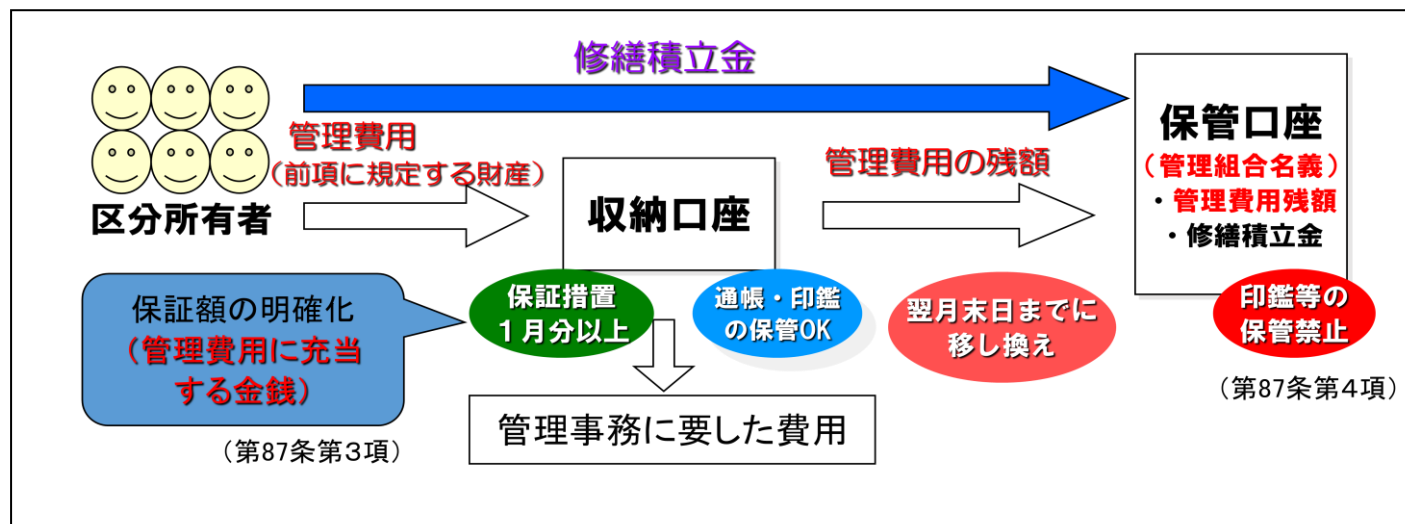
イ マンションの区分所有者等から徴収された修繕積立金等金銭を収納口座に預入し、毎月、その月分として徴収された修繕積立金等金銭から当該月中の管理事務に要した費用を控除した残額を、翌月末日までに収納口座から保管口座に移し換え、当該保管口座において預貯金として管理する方法



第87条第2項第1号 □ の方法

一 修繕積立金等が金銭である場合 次のいずれかの方法

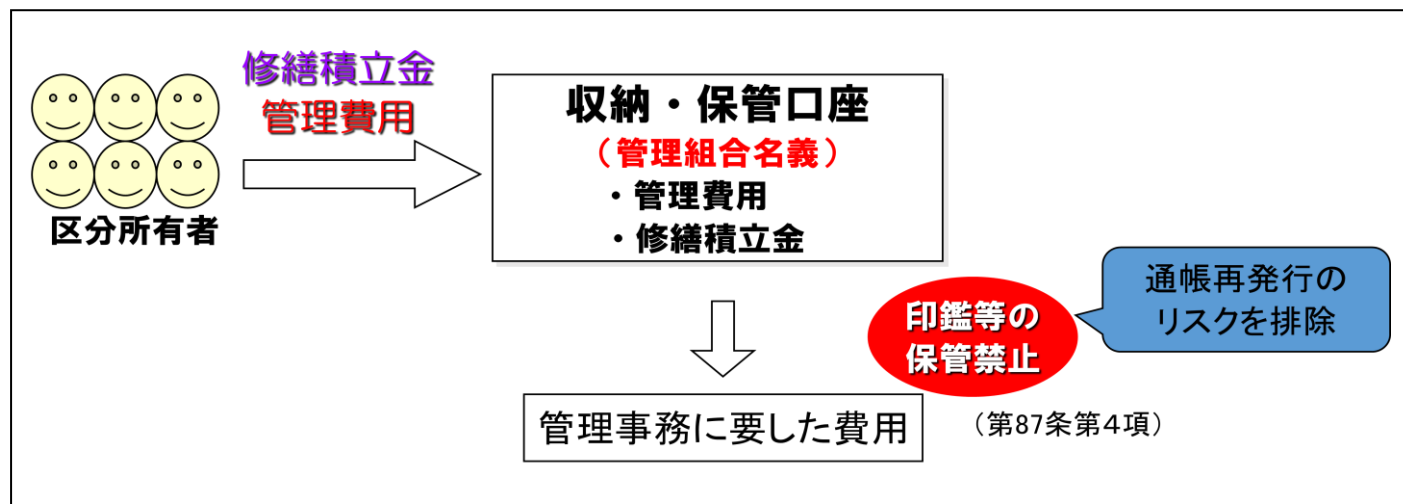
□ マンションの区分所有者等から徴収された修繕積立金(金銭に限る。以下この条において同じ。)を保管口座に預入し、当該保管口座において預貯金として管理するとともに、マンションの区分所有者等から徴収された前項に規定する財産(金銭に限る。以下この条において同じ。)を収納口座に預入し、毎月、その月分として徴収された前項に規定する財産から当該月中の管理事務に要した費用を控除した残額を、翌月末日までに収納口座から保管口座に移し換え、当該保管口座において預貯金として管理する方法



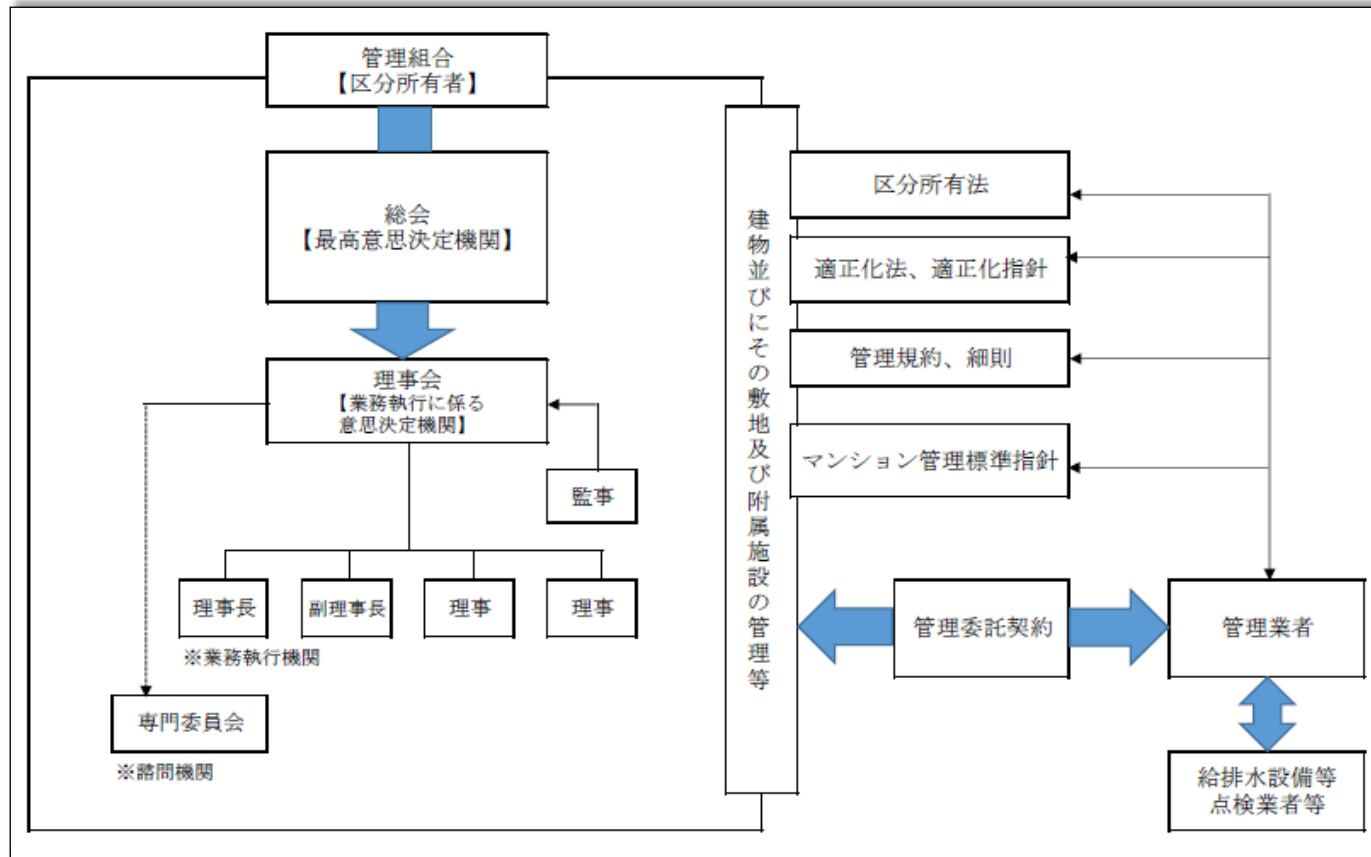
第87条第2項第1号 ハの方法

ー 修繕積立金等が金銭である場合 次のいずれかの方法

ハ マンションの区分所有者等から徴収された修繕積立金等金銭を収納・保管口座に預入し、当該収納・保管口座において預貯金として管理する方法



7、一般的なマンションの管理の概要(参考例)



※その他の関係法令…民法、個人情報保護法、マンション建替法、建築基準法、消防法等

Ⅲ. 管理委託契約に係る相談事例

事例 1. 管理組合が管理会社と管理委託契約を締結あるいは更新する場合には、標準管理委託契約と同じ規定でなくても良いのですか。管理会社は、標準と異なる規定でも問題ないと言っているが本当ですか。

1、マンション標準管理委託契約書（標準管理委託契約書）

(1)昭和 57 年 8 月中高層共同住宅標準管理委託契約書を公表(建設省)

◆マンションの管理の委託契約に係る**管理委託契約書の指針**として公表

(2)平成 15 年 4 月改訂…マンション標準管理委託契約書に名称変更等

- ①平成 13 年マンション管理適正化法が施行され、消費者保護の観点から、「重要事項説明」の義務付け(同法第 72 条)、「契約の成立時の書面の交付」(同法第 73 条)等の規定が設けられた
- ②マンション管理適正化法第 73 条(契約の成立時の書面の交付)の書面の指針として位置づけられた

※管理業者が書面に記載しなければならない事項(同法第 73 条(契約の成立時の書面の交付)参照)

- 一 管理事務の対象となるマンションの部分
- 二 管理事務の内容及び実施方法(第七十六条の規定により管理する財産の管理の方法を含む。)
- 三 管理事務に要する費用並びにその支払の時期及び方法
- 四 管理事務の一部の再委託に関する定めがあるときは、その内容
- 五 契約期間に関する事項
- 六 契約の更新に関する定めがあるときは、その内容
- 七 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容
- 八 その他国土交通省令で定める事項(マンション管理適正化法施行規則第 85 条)

標準管理委託契約書

※標準管理委託契約書への準拠状況(「平成 30 年度マンション総合調査結果」から)

1,359 管理組合(概ね準拠している)/1,436 管理組合(管理業者に業務委託している組合合計) ➡94.6%

2、現在の標準管理委託契約書の規定なかで特に重要な規定

(1) 管理事務の内容及び実施方法(第3条) ⇒ マンション管理適正化法第73条第二号

◆一事務管理業務(別表1)、二管理員業務(別表2)、三清掃業務(別表3)、四建物・設備管理業務(別表4)

①事務管理業務(別表1)

ア、収支予算案・収支決算案の素案の作成、(月次)収支状況の書面交付
イ、管理費等収納・滞納者に対する督促、通帳等保管、経費支払い、帳簿管理等
ウ、名簿の整備、理事会開催・運営支援、契約事務、総会支援(事業計画案の素案の作成、議事録案作成等)、各種点検等に基づく助言、図書等の保管等

②管理員業務(別表2)

ア、勤務日・勤務時間、休日、業務内容(受付、点検、立会、報告等)

③清掃業務(別表 3)

ア、日常清掃(実施日・時間、対象部分・方法・回数)

イ、定期清掃(業務内容、対象部分・方法・回数)

④建物・設備管理業務(別表 4)

ア、建物点検、検査(管理対象部分の外観目視点検、法律に規定する検査)

イ、エレベーター設備、給水設備、浄化槽、排水設備、電気設備、消防用設備、機械式設備

⇒ 管理組合が希望する業務及び業務仕様となっているか？ 漏れ等はないか？

(2) 管理事務に要する費用の負担及び支払方法(第 6 条) ⇒ マンション管理適正化法第 73 条第三号

◆ア、一定額委託業務費の額、二支払期日及び支払方法 イ、定額委託業務費以外の費用の額(第 3 項)等

⇒ 管理組合が負担する費用の額及び内訳(ア、イ)を別紙 1 あるいは別紙 2 で確認

(3) 管理事務の報告等(第 9 条) ⇒ マンション管理適正化法第 73 条第八号

⇒ **当該年度の管理事務の処理状況及び会計の収支の結果を記載した書面を交付**

⇒ **理事会で報告を受け、会計処理等を適正に行っているか等を確認する**

(4) 管理規約の提供等(第 14 条) ⇒ マンション管理適正化法第 73 条第八号

⇒ **標準管理規約第 64 条第 3 項(帳票類等の作成、保管)に関連する規定**

3 理事長は、第 49 条第 5 項(第 53 条第 4 項において準用される場合を含む。)、本条第 1 項及び第 2 項並びに第 72 条第 2 項及び第 4 項の規定により閲覧の対象とされる管理組合の財務・管理に関する情報については、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的方法による請求に基づき、当該請求をした者が求める情報を記入した書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、理事長は、交付の相手方にその費用を負担させることができる。

⇒ **管理会社が管理組合に代わって行う業務。情報開示の項目を確認しておく**

(5) 乙の使用者責任(第 15 条)、守秘義務等(第 16 条)、免責事項(第 17 条)⇒ マンション管理適正化法第 73 条第八号

⇒ **管理会社の使用者責任・個人情報の適正な取扱いの確保義務・免責事項の範囲等
を確認しておく**

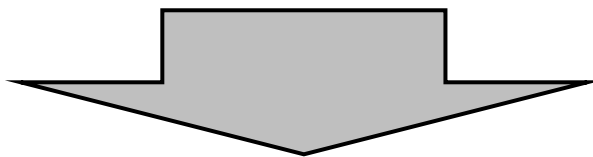
(6) 契約の解除(第 18 条)、解約の申入れ(第 19 条)、本契約の有効期間(第 20 条)、契約の更新(第 21 条) ⇒ マンション管理適正化法第 73 条第五号、六号、七号)

⇒ 契約の解除及び更新等の手続きの方法・通知期限等を確認しておく

⇒ 契約期間を複数年としていないか、自動更新の条項はないか等をチェック

(7) 誠実義務等(第 23 条)、反社会的勢力の排除(第 24 条)

⇒ 反社会的勢力との契約を拒否すること及び脅迫的言動等の禁止を規定



- ・委託契約を締結しようとする際には不明な点の説明を求めること、不明のままにしない(管理会社は契約外のことは行わない)
- ・契約の内容を確認する際には専門家の助言を受ける方法がある

事例 2. 現在の管理会社と管理委託契約を契約する際には契約に関する重要事項の説明会が開催されましたが、その後の契約更新の際には説明会が開催されません。管理会社は契約を更新する際には重要事項説明会を開催しなくても良いのですか。

1、重要事項説明とは？

- ◆管理組合は、管理会社に管理業務を委託し、あるいは委託契約を更新しようとするときは、管理委託契約の内容を十分に検討することが重要（マンション管理適正化指針）
- ◆管理会社は、契約の内容及び管理事務の履行等に関する**重要事項**について書面を交付し説明しなければならない（マンション管理適正化法第 72 条）

(1) 重要事項説明会を開催する方法

- ①管理組合と管理委託契約を新たに締結しようとするとき
- ②従前の内容を変更して（下記(2)の①※の場合を除く。）契約を更新しようとするとき

(2) 理事長に重要事項を説明し、組合員に重要事項説明書を送付する方法

①従前の契約と同一の条件で更新するとき

※「従前の管理受託契約と同一の条件」に含むもの（国総動第 309 号（平成 14 年 2 月 28 日））

ア、管理業者の商号または名称、登録年月日及び登録番号の変更

イ、従前の管理受託契約と管理事務の内容及び実施方法を同一とし、管理事務に要する費用の額を減額しようとする場合

ウ、従前の管理受託契約に比して管理事務の内容及び実施方法の範囲を拡大し、管理事務に要する費用の額を同一とし又は減額しようとする場合

エ、従前の管理受託契約に比して管理事務に要する費用の支払いの時期を後に変更（前払いを当月払い若しくは後払い、又は当月払いを後払い）しようとする場合

オ、従前の管理受託契約に比して更新後の契約期間を短縮しようとする場合

カ、管理事務の対象となるマンションの所在地の名称が変更される場合

2、管理会社から説明を受ける重要事項(マンション管理適正化法施行規則第 84 条)

ア、管理業者の商号又は名称、住所、登録番号及び登録年月日

イ、管理事務の対象となるマンションの所在地に関する事項

ウ、管理事務の対象となるマンションの部分に関する事項

エ、管理事務の内容及び実施方法

オ、管理事務に要する費用並びにその支払の時期及び方法

カ、管理事務の一部の再委託に関する事項

キ、保証契約に関する事項

ク、免責に関する事項

ケ、契約期間に関する事項

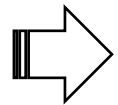
コ、契約の更新に関する事項

サ、契約の解除に関する事項

3、重要事項説明会の開催要領(マンション管理適正化法第 72 条)

(1)開催の時期

- ◆一般的には、総会同日、総会開会前に行われることが多い
- ◆重要事項説明会を終了した後、総会を開会する(重要事項説明会と総会は招集者が違う)



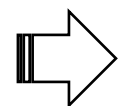
組合員は、説明を受けた条件で契約を締結するか、あるいは更新するかについて判断する

(2)開催の通知

- ◆説明会の日の一週間前までに区分所有者等に対し、重要事項並びに説明会の日程及び場所を記載した書面を交付しなければならない

(3)説明する者の資格

- ◆重要事項説明は「管理業務主任者」の資格を有する者が行わなければならない



説明をするときには、説明の相手方に対し、管理業務主任者証を提示しなければならない

事例 3. 従前から、管理会社との管理委託契約の期間は 2 年で自動更新の規定も設けられています。同一条件で契約を更新する場合には契約書を取り交わしていません。最近、「このような方法で契約を更新するのは問題がある」との指摘を受けました。従前のような方法で契約を締結するのは問題があるのですか。

1、管理委託契約の契約期間

(1) 管理委託契約の契約期間・契約年数について法的な規定はない

◆契約期間は**管理組合と管理会社**が協議し決定する事項

◆標準管理委託契約書では「〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。」と規定(第 20 条)

※「契約の有効期間は、管理組合の会計期間、総会開催時期、重要事項説明時期等を勘案して設定することが必要である。」とコメントしているが、契約年数については触れていない

※複数年契約に設定すると管理組合が契約内容を見直す機会を失うことも考えられる

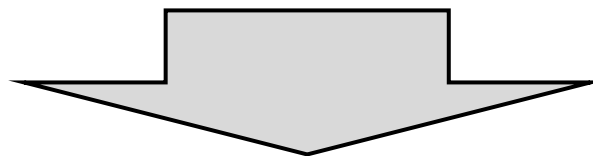
(2) 実際の契約期間(参考例)

◆参考例…管理組合の会計期末が令和2年3月末、定期総会開催を令和2年5月末とする場合

ア、契約期間を「令和2年4月1日～令和3年3月31日」(会計期間)とするケースが多い?

⇒5月末の定期総会で委託契約の更新が承認された後に、「4月1日に遡り」契約を取り交わしている?

⇒定期総会で承認されるまで、会計期末後(4月1日)から定期総会開催日(5月31日)までの間は委託契約の空白期間となる



イ、管理委託契約の契約期間を「令和2年6月1日～令和3年5月31日」とする

⇒5月末の定期総会で委託契約の更新が承認された後の日を契約開始日とする

◆管理会社と協議し合意した後、管理委託契約の変更について総会に提案する(普通決議事項)

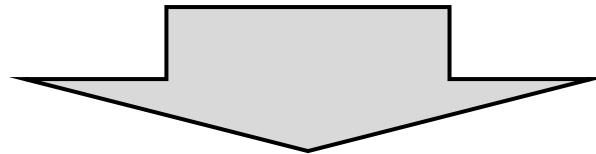
2、契約の自動更新は行わない

◆現在の標準管理委託契約書には自動更新に関する規定はない

※マンション管理適正化法では、管理会社は管理組合との管理委託契約を更新しようとする時に

は、あらかじめ、重要事項の説明を行わなければならないと規定している

※重要事項説明を行われずに契約を更新できるとしている規定はマンション管理適正化法の規定と矛盾が生じる



管理委託契約書に自動更新の規定が設けられている場合には、標準管理委託契約書等を参考にして契約内容を見直し改定すること

◆管理会社と協議し合意した後、管理委託契約の変更について総会に提案する(普通決議事項)

3、契約の更新の方法

◆標準管理委託契約書第 21 条(契約の更新)

甲又は乙は、本契約を更新しようとする場合、本契約の有効期間が満了する日の三月前までに、その相手方に対し、書面をもって、その旨を申し出るものとする。

- 2 本契約の更新について申出があった場合において、その有効期間が満了する日までに更新に関する協議がととのう見込みがないときは、甲及び乙は、本契約と同一の条件で、期間を定めて暫定契約を締結することができる。

(1) 契約更新の申し出 … 一般的には管理会社より通知されている

ア、例えば、「委託業務費値上げ」を更新条件とされた場合、条件を受け入れる場合には総会の承認が必要

イ、契約満了日までに承認を得られない等の場合には「暫定契約の締結」が必要となる

(2) 暫定契約を締結(これまでの契約と同一の条件)

ア、例えば、契約条件についての協議が整わない場合には、暫定契約を締結しその間に合意を図る

イ、暫定契約の期間は、その時の状況に応じて判断する必要があり、管理会社との合意が必要

4、契約の解除等

(1) 標準管理委託契約書第 18 条(契約の解除)

甲及び乙は、その相手方が、本契約に定められた義務の履行を怠った場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し、相手方が当該期間内に、その義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。この場合、甲又は乙は、その相手方に対し、損害賠償を請求することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が銀行の取引を停止されたとき、若しくは破産、会社更生、民事再生の申立てをしたとき、又は乙が破産、会社更生、民事再生の申立てを受けたとき
- 二 乙が合併又は破産以外の事由により解散したとき
- 三 乙がマンション管理業の登録の取消しの処分を受けたとき

(2) 標準管理委託契約書第 19 条(解約の申入れ)

前条の規定にかかわらず、甲及び乙は、その相手方に対し、少なくとも三月前に書面で解約の申入れを行うことにより、本契約を終了させることができる。

◆管理会社より「契約の非更新」が通知された場合の対応(参考例)

- ①「非更新」は管理会社の決定方針なのか？ 理由は何か？ 管理会社の意思を再確認する
- ②管理組合としての方針を検討する(契約継続を交渉する？ あるいは新管理会社を探す?)

【更新しない場合の対応(参考例)】

ア、新管理会社を探す？ あるいは自力管理に変更する？ 管理組合の方針を決定する

イ、契約満了となるまでの3ヶ月間で、方針を決定し新管理会社を探す・契約内容等を協議する・総会に提案する・契約する等、管理業務が停滞することのないよう準備をすすめる必要がある

(次頁フローを参照)

ウ、場合によっては、準備期間を十分確保するために、暫定契約の締結を管理会社と協議する

※「管理委託契約締結までのフロー（概要）」（参考例）

- 
- ①新たな管理会社と契約を締結することについて管理組合内の意思を統一する（説明会開催等により組合員の意思を確認する）
 - ②委託しようとする業務の内容を開示（業務仕様書案作成・説明会開催等）
 - ③複数の管理会社より費用の見積及び委託契約書案を取得する
 - ④見積内容等により管理会社（候補者）を複数者選定
 - ⑤管理会社によるプレゼンテーション等により比較検討
 - ⑥管理会社を選択し（総会に提案する新たな委託契約締結先）、委託契約書案等の内容について協議・確認する
 - ⑦総会招集
 - ⑧重要事項説明会（管理会社が総会開催前に実施）
 - ⑨委託契約締結を総会で承認、委託契約書取り交わし、契約書保管

(3) 標準管理委託契約書第 24 条(反社会的勢力の排除)

乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下これらを総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
- 四 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - イ 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ロ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を棄損する行為

2 乙について、本契約の有効期間内に、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- 一 前項第1号又は前項第2号の確約に反する申告をしたことが判明した場合
- 二 前項第3号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
- 三 前項第4号の確約に反する行為をした場合

以上で本日の説明を終了いたします

ご静聴ありがとうございます